

9月7日（金）

平成 24 年 9 月 7 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 章 |
| 公 安 委 員 長 | 山 崎 殖 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成24年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、山下博三議員、高橋透議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

去る8月31日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成24年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計11件、その内訳は、補正予算4件、条例3件、予算・条例以外4件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から10月12日までの36日間とすることに決定をいたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月12日から2日間の日程で代表質問、14日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問につきましては、質問人数を5名とし、質問順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやざき55分以内、公明党45分以内、社会民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計12名以内とし、質問順序は、11日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月20日から24日までの間で各常任委員会を開催していただき、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

その後、10月2日に、普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することとしております。決算特別委員会は10月2日から10月10日までの間に開催していただき、10月12日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いをいたしまして、以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日より10月12日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第11号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第11号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成24年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、御報告とおわびを申し上げます。

去る9月1日、教育委員会事務局職員が酒気帯び運転により逮捕されるという事案が発生しました。教育委員会におきましては、現在、職員の不祥事防止やコンプライアンス推進のため、組織を挙げて懸命に取り組んでいるところであり、特に飲酒運転については、従来からその撲滅に向けて強い覚悟で取り組んできていたにもかかわらず、このような事案が引き起こされたことにつきまして、私としましても深刻に受けとめているところであります。県議会を初め県民の皆様へ、心よりおわびを申し上げます。

今回の件を改めて県全体の問題としてとらえ、引き続き、職員の綱紀の保持の徹底を図

り、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

では、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

去る8月27日で口蹄疫終息宣言から2年が経過しました。この2年の間、県では、「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、緊急的な対応を行うとともに、中長期的な課題にも確実に対応するため、工程表を策定し、スピード感を持って取り組みを進めてきたところであります。引き続き、被害を受けた方々にしっかりと寄り添いながら、終息宣言から2年の節目を契機として、「忘れない そして 前へ」を合い言葉に、再生・復興の新しいステージに向かって、より力強く前進することが重要であると考えております。

このため、先日、農業科学公園内の農業科学館にオープンした口蹄疫メモリアルセンターを活用し、口蹄疫に関する情報発信や資料等の保存・展示に努めてまいりますとともに、畜産が将来にわたり本県の基幹産業として継続的に繁栄していくために、本県畜産の新生に向けた取り組みを加速化させてまいりたいと考えております。

また、10月には、和牛のオリンピックと言われる第10回全国和牛能力共進会が長崎県で開催されます。口蹄疫からの再生のあかしともなる前人未踏の日本一連覇を目指し、代表となられた農家の方々はもちろんのこと、県を初め関係者一同、心を一つにして全力を尽くしてまいり所存であります。

2点目は、東日本大震災に伴う災害廃棄物の

広域処理についてであります。

8月7日に、国において「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」が策定され、環境大臣から通知がありました。この通知の中で、被災地における処理や受け入れ自治体での処理の進展などにより、可燃物については、新たな受け入れ先との調整は行わないとの方針が示されたところです。一方、不燃物については、今後調整を行うこととされておりますが、これまでの市町村との議論や最終処分場の施設寿命に対する影響の大きさなどから、さきに県が市町村にたたき台として示した「宮崎県における災害廃棄物の広域処理に関するガイドライン」においては、可燃物のみを対象としたところがあります。このため、これまで県と市町村が一体となって進めてきた広域処理の受け入れに関する検討を終えることとしたところでありませ

す。口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生に際し、東北地方を含む全国から大きな支援をいただいた本県としましては、これまでも市町村や県民の皆様、関係団体等とも連携し、被災地支援に取り組んできたところであります。災害廃棄物についても、できる限りの協力をしたいとの思いで真摯に検討してまいりました。特に、本年3月に内閣総理大臣からの要請があり、また県議会での全会一致での決議を受けまして、市町村長との意見交換、国の説明会の開催、被災地及び受け入れ自治体の現地調査、専門家による説明会の開催など、受け入れ主体である市町村の理解を深めるための場の提供に努めてきたところであり、さらには、国の基準よりも厳しい独自基準の検討を進め、そのたたき台の提示を行うなど、広域処理の受け入れに向けて、市町村や県民の皆様との理解を得るための議論を深め

てまいりました。結果的に受け入れには至りませんでした。これまで本県で進めてきた検討や取り組みについては、被災地の皆様にも御理解をいただけるものと考えているところであります。

なお、県では、被災地での災害廃棄物関連業務を支援するため、全国に先駆け、8月1日から宮城県に職員1名を派遣しております。今後とも引き続き、被災地の復旧・復興のために、県議会はもとより、市町村や県民の皆様、関係団体等と連携しながら、被災地のニーズを踏まえ、さまざまな形で、できる限り息の長い支援を継続してまいりたいと考えております。

3点目は、南海トラフ巨大地震による被害想定等についてであります。

昨年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、最大クラスの被害が予想される南海トラフの巨大地震についての検討が、内閣府において進められ、その結果が8月29日に公表されたところであります。この中で、本県に関しまして、最悪の想定では、建物全壊等が県内で約8万3,000棟、死者数約4万2,000人となる結果となっております。危機感を新たにいたしましたところであり、一方、今回の報告の中で、この最大クラスの地震・津波については、発生頻度が極めて低いものであり、過度に心配すべきではないこと、また、耐震化率の向上や避難対策を講じていくことにより、これらの被害を確実に減らすことができるということが記載されております。

昨年の東日本大震災での教訓から、このような大規模な津波に対しては、住民等への迅速な情報提供と適切な避難先の確保、さらに、自衛隊や警察、消防など防災関係機関が救援救助活動を円滑に行える環境づくりが大変重要であると、改めて認識したところであります。県民の

皆様の生命・財産・安全を守ることは、行政に課せられた最も重要な役割・使命でありますので、国や市町村、関係機関と十分に連携しながら、引き続き、自然災害を初めとする危機事象に対する備えを、冷静かつ着実にしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。補正額は、一般会計57億3,285万3,000円、特別会計7,380万8,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金9,768万8,000円、国庫支出金16億4,443万2,000円、財産収入35万円、寄附金70万円、繰入金9億2,734万5,000円、繰越金23億837万6,000円、諸収入2億196万2,000円、県債5億5,200万円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,785億6,285万3,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、木材価格対策についてであります。本年2月から木材価格が急激に下落し、6月には過去最低水準の価格となりましたことから、庁内に木材価格対策特命チームを設置し、その対応について協議検討してまいりました。その中で、国、県、関係団体等が一体となって、出材の調整、木材利用の拡大、林家等への経営安定化支援に取り組んでいくこととしたところであります。これまでも既に、当面の緊急的な対策としまして、国や民間に対し自主的な出材抑制を依頼するとともに、公共施設等での利用拡大等を図っているところであります。これらの取り組みに加え、今回の補正予算におきましては、出材の調整対策としまして、自主的な出材抑制に取り組む民間事業者を支援するため、森

林整備事業の拡大により林業作業員の雇用確保を図ることとし、また、木材利用の拡大対策としまして、県外事務所の木質化等を行うとともに、県産材を活用した木造住宅づくりを一層推進することとし、さらに、林家等経営安定化支援としまして、原木出荷調整を行う素材生産者の経営を支援するため、必要な資金の融資枠の拡大を行うこととしております。

次に、地域経済活性化・雇用対策についてありますが、停滞している県内経済や厳しい雇用情勢を踏まえ、約13億円の公共事業の追加措置や緊急雇用対策の拡大措置を講じるとともに、古事記編さん1300年にちなんだ神話ゆかりの周遊バスツアーの充実等や、再生可能エネルギー等導入推進のための基金を活用した太陽光パネル等の設置の助成、また、肉用牛肥育農家の経営安定化を図るための損失補てん積立金への助成等を行うこととしております。

次に、子育て支援対策等についてありますが、保育所の施設整備や認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化に対する助成などを行うこととしております。

さらに、その他の対策としまして、獣医師の確保を図るため、県の獣医師職員を志望する学生への修学資金の拡大を行うこととしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するための特殊作業手当の新設等、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、施設

開設準備経費助成特別対策事業の実施期限が平成24年度末までに延長されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第9号「損害賠償の額の決定について」は、県有自動車による公務上の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

このほか、議案第7号「宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例」外4件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

平成24年9月7日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書

議員発議案第2号

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。ただいま提案されました議員発議案に対する討論を行います。

議員発議案第1号「島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書(案)」について、反対の立場から討論いたします。

今回の竹島や尖閣諸島の問題など領土問題は、どのような問題でも歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉で解決を図ることが大事です。竹島問題をめぐって、日本

共産党は1977年に見解を発表し、日本が竹島の領有を主張することには歴史的根拠があり、我が党は、歴史的にも国際法的にも日本の領土であることを主張してきました。ただ同時に、竹島を日本の領土に編入した1905年という時期と、日本が韓国を植民地化していた時期とが重なっているという問題があり、韓国の外交権が奪われていた時期であったということがあります。日本政府として、その事実は認めて、韓国側の主張もしっかり考慮する必要があります。韓国の国民のほとんどが、戦前の日本による植民地支配の最初が竹島だと思っていると言われています。ですから、冷静な話し合いの場をつくるためには、植民地支配への反省をきちんと行うことが不可欠です。その土台の上で、歴史的な事実と国際道理に立った話し合いで領土問題の解決を図ることが必要です。日韓の間に冷静に話し合うための外交的土台を築く必要があり、感情的な対応で緊張をエスカレートさせるようなことは、双方が自制すべきです。

しかし、本意見書案は、韓国大統領の竹島上陸を非難するにとどまらず、「竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを求める」として、政府に対して、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとることを求めています。ここには、冷静な外交交渉による解決の立場が全く欠落していると思います。全体として緊張を激化させるものであると言えます。

今やるべきことは、日中間であれ、日韓間であれ、領土問題をめぐっては、双方の政府に冷静な対応、外交的話し合いでの解決こそ求めるべきです。隣国との領土問題での感情的対立をあおり、緊張を激化させるような意見書を上げるべきではないと考えます。そうでなければ、

本意見書案が最後に求めている「対韓国外交の早期正常化を図る」ことにもつながらないのではないのでしょうか。

こうした立場から、本意見書案に同意できないことを申し上げ、私の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から11日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会